



2011年11月1日

IATA 危険物規則書 2012年1月1日 第53版の主な変更点

IATA 危険物規則書第53版は、国連や ICAO の改訂時期に当たらないため、大幅な変更点はない。IATA DGR 第53版の内容は、国連危険物輸送専門家小委員会(UN Subcommittee of Experts on the Transport of Dangerous Goods - UN SCoETDG)のモデル規則書の第16改訂版(Model Regulations, 16th Revised Edition)と、その内容を ICAO が2年に一度発行している「航空機による危険物の安全輸送に関する技術指針 2011-2012年版」(Technical Instructions for the Safe Transport of Dangerous Goods by Air 2009-2010 Edition)に反映させた変更事項も挿入されている。大幅な改訂・変更がある節目の年ではないが、変更点もあるので、留意してほしい。

危険物貨物を取扱う職員の作業の一助となるように、ここに掲示した変更点は、第53版の変更点のうち、主なものと考えられるものを列記したのに過ぎず、決して全ての変更点を記したものでない事に留意されたい。細かい変更点のすべてについては第53版のページ欄外に所定の追加(□)、修正(△)、削除(○の中にX)の各マークを付して注意を喚起してある。

2. - Limitations(制限)

2.3 - Dangerous Goods carried by Passengers or Crew(乗客・乗員が搬送する危険物)

2.3.0.3 - 2.3.2項から2.3.4項までは当該運航者(複数)の許可があれば、乗客および乗員の手荷物として搬送して差し支えない危険物について触れている。運航者は当該許可手続きを特定する文書化した基準、並びに、会社としての搬送の許可条件など適用する特定要件があれば、それらも文書化されていることを勧告する。本勧告に関する更なる詳細は9.5.2.2を参照すること。

DGR 9.5.2 Operator Employees(運航者の従業員)の項に新たに**9.5.2.2**を設け、主旨としては次のような文章が挿入されている。「運航者は乗客と乗員の手荷物の中に許される危険物に係わる運航者が与える許可についての方針と手続きを文書化して実施するよう勧告する」。

この**9.5.2.2**には乗客が運航者の許可を得て、機内持ち込み、或いは預託手荷物として携行できる危険物に関して、運航者のマニュアルなどに下記の事項を会社規定として盛り込むように勧告している。

- (a) 危険物携行の許可基準、許可手続き、許可を与える資格者もしくは部署の特定、
- (b) 与えた許可を旅客の電子データに登録し、カウンターや搭乗口への伝達方法、
- (c) チェック・イン時、保安検査時における探査、審査と許可手続き、
- (d) インターライン接続を伴う乗客については相手航空会社の許可入手方法の案内、
- (e) 旅客と接触する職種の従業員に危険物携行許可の手続きなどを熟知させる。

2.3.4.2 - Noteが挿入され、自動的に膨らむ救命胴衣(self-inflating life jacket)について、炭酸ガスもしくは他の区分2.2のガスが水の容量で50mLを超さない小さなガス・カートリッジに収納されているものは規則書の規制を受けない。この規定が挿入された理由は、このような小さな容量のポンプを使用している自転車タイヤ用のポンプを利用している乗客がいた場合、手荷物に収納できるように配慮したものである。

2.3.5.6 - ライターの項に Note の3を設け、ライターは使用する際に、2つの独立した作動を行わないと、着火しないような構造であることが望ましいと追記した。

2.6.5.2 - 微量危険物 (Dangerous goods in excepted quantities) を収納した外装容器に危険物申告書を必要とする危険物を同梱させてはならない。

注: 微量危険物に冷媒としてドライ・アイスを入れることは差し支えないが、外装容器は包装基準 954 の要件 (炭酸ガスを逃がすような構造) を満たしていなければならない。
これで、少量危険物の場合と同様に、微量危険物の冷媒としてドライ・アイスを同梱してもよくなった。

2.7 - Dangerous Goods in Limited Quantities (少量危険物)

少量危険物に適用する規程を再編して新たに 2.7.5.6 として、同一の外装容器に異なる危険物を同梱させる場合の手続きを集約した。前版では 5.0.2.11 と 5.0.3.2 に分散して書かれていたものを一ヶ所 [2.7.5.6 (a)~(h) と Note] にまとめた。

2.7.5.6 - 下記を満たせば、1 つの外装容器に2つ以上の危険物もしくは他の物質・物件を収納して差し支えない。

(a) 危険物が相互に危険に反応し合わないこと。次の結果を生じないこと。

- 燃焼を起こすか、もしくは相当な熱を発生する
- 引火性、毒性または窒息性のガスを発生する
- 腐食性物質を形成する
- 不安定な物質を形成する

(b) 本規則に別段の規定がある場合を除き、危険物が Table 9.3.A により隔離を必要としないこと。

(c) 個々の危険物を収納している内装容器並びに、収納されている数量が当該物質に適用する包装基準の該当規定の要件をみたしていること。

(d) 個々の危険物に適用する包装基準で共通して使用が認められている外装容器が使用されていること。

(e) 第 2 分類 (但し UN 2037, UN 3478 及び UN 3479 は除外) および第 9 分類を除き、一つの外装容器の純数量の合計 (total net quantity per package) は 1 を超えてはならない。この場合、“Q” の値は下記の計算式により算出する。

$$Q = n1/M1 + n2/M2 + n3/M3 + \dots$$

$n1, n2 \dots$ は一つの外装容器に収納された異なる危険物の純数量であり、 $M1, M2 \dots$ は 4.2 の危険物リストの“Y”表示容器の欄に掲示されている当該危険物の一外装容器当たりの許容最大純数量である。

(f) 第 2 分類 (但し UN 2037, UN 3478 及び UN 3479 は除外) および第 9 分類については:

- ・他の分類の危険物が一緒に包装されていない場合は、一外装容器の総重量が 30 キログラムを越してはならない。
- ・他の分類の危険物が一緒に包装されている場合は、一外装容器の総重量が 30 キログラムを越してはならないことに付け加えて、第 2 分類 (但し UN 2037, UN 3478 及び UN 3479 は除外) および第 9 分類以外の危険物の“Q”の値が上記の計算式により 1 を超えていてはならない。

(g) UN 1845 固形二酸化炭素 (ドライ・アイス) を他の分類の危険物と一緒に包装して差し支えないが、包装物の総重量は 30 キログラムを越してはならない。ドライ・アイスの数量は“Q”の値を算出する際に考慮に入れる必要はない。しかしながら、固形二酸化炭素 (ドライ・アイス) の入っている容器と外装容器は二酸化炭素のガスを逃がすような構造になっていなければならない。

(h) 外装容器に入っている異なった危険物が同一の UN 番号、同一の PG、同一の物理的状態 (固体、液体) のみである場合には“Q”の値を計算する必要はない。しかしながら、一つの外装容器に収納されている総量は 4.2 の危険物リストの H 欄に掲示されている許容最大数量を超えてはならない。

Note: 計算されて得られた“Q”の値は小数点 1 位に切り上げて危険物申告書に記載しな

ればならない。(8.1.6.9.2 (g) 参照)

4.- Identification (識別)

4.4 - Special Provisions (特別規定)

特別規定の変更には次のものがある。

A44 - 試薬キットもしくは救急箱に互い危険に反応し合う物質 [5.0.2.11 (a)参照] は収納してはならないと明確に規定した。また、キットの中に収納される危険物に包装等級が割り当てられていない場合は、危険物申告書を作成するに当たって、包装等級を記入しなくてよいと定めた。

A802 - 新しい特別規定で、表 4.2 の危険物リストに包装等級が割り当てられていない物質を、少量危険物以外の国連規格容器に収納する場合は、容器は包装等級 II の性能基準に合致した容器でなければならないと規定した。

A803 - すべての第 8 分類の固体および液体で包装等級 III に当てはまる物質は、少量危険物を除き、国連規格容器に収納する場合は、容器は包装等級 II の性能基準に合致した容器でなければならないと、念のため、規定した。

A804 - UN 2803 Gallium と UN 2809 Mercury に適用し、これらの物質を国連規格容器に収納する場合は、容器は包装等級 I の性能基準に合致した容器でなければならないと規定した。

A805 - UN 1845 Carbon dioxide, solid (Dry ice) に適用し、オーバーパックが包装基準 954 の規定に合っているかぎり、ドライ・アイスはそのまま直接オーバーパックの中に収納して差し支えないと明記した。

5. - Packing (包装)

Packing Instructions (包装基準)

953 - “Magnetized Material”の文言を記入しなければならない要件に付き、この情報は航空運送状 (AWB) が使用しされていれば、AWB の “Nature and Quantity of Goods”欄に記載すること。AWB が使用されていない場合は別の代替の運送書類の然るべき個所に記載すること。航空会社と事前の取り決めがあれば、EDP、EDI 操作で情報を伝達して良い。

954 - 航空運送状 (AWB) が使用されていれば、ドライ・アイスに関する情報を AWB の “Nature and Quantity of Goods”欄に記載すること。AWB が使用されていない場合は別の代替の運送書類の然るべき個所に記載すること。航空会社と事前の取り決めがあれば、EDP、EDI 操作で情報を伝達して良い。また、ドライ・アイスが個々の輸送物の中ではなく、ULD に積みつけられている場合の情報の伝達についても同様である。

960 - 試薬キット及び救急箱の定義から「隔離をする必要のない」という文言を削り、キットを構成する薬品類がお互いに危険な反応をしてはならない。][5.0.2.11(a)参照] と今までより厳しく定めた。

965 - 970 - これらの包装基準はリチウム・イオン電池およびリチウム金属電池に関連するものである。各包装基準の一般条件 (General Requirements) に Note が追加され、国連の試験に合格することはすべてのリチウム電池に必須であり、電池が刷新されたり、改造されたりしても試験の対象となり、合格しなければならない。

なお、Section II に該当するリチウム電池については、乗員・乗客の手荷物として搬送される場合は 2.3 に規定されている制限の適用を受ける。郵便物として搬送する場合は 2.4 の規定が適用になり、また、Section II の規定で輸送されるリチウム電池でも、9.6.1 及び 9.6.2 に規定さ

れている事件、事故、あるいは出来事について報告義務がある。
また、更に追加して、リチウム・イオン電池もしくはリチウム金属電池を組み込んだ装置、器具を輸出する場合、適用となる包装基準 PI967 と PI970 の Section II には「リチウム・バッテリー取扱ラベルが貼られている輸送物がある場合には、”Lithium ion batteries”もしくは”Lithium metal batteries”、”Not Restricted”、”PI967”もしくは”PI970”の文言が AWB の”Nature and Quantity of Goods”欄に記入されていなければならない。」と規定された。裏を返せば、貼られていない貨物の場合、AWB に別段の文言の記載は不要である。

7. - Marking & Labelling (マーキングとラベリング)

7.1.4.1 オーバーパックの中に収納されている全ての危険物のマーキングがすべて鮮明に目視出来なければ、オーバーパックの外表面に下記をマーキングしなければならない。

- ・ “OVERPACK”と言う文言
- ・ 7.1.5.1(a)[PSN 及び UN/ID ナンバー]、(b)[荷送人と荷受人の氏名・住所]、(e) から (i) [危険物に基づくマーキング]で要求されている必要なマーキング
- ・ 7.1.5.4[回収容器のマーキング]で要求されているマーキング
- ・ 7.1.6.1[矢印マーク]、7.1.6.2[取扱マーク]、7.1.6.3[環境汚染物マーク]で要求されているマーキング
- ・ オーバーパックの中に収納されている輸送物の特別な取扱指示に関するマーキング
- ・ 容器の包装規格マーキングはオーバーパックの外表面に再現する必要はない。“OVERPACK”と言う文言が表示されていれば、オーバーパックの中に収容されている包装物は規定の規格を満たしているという意味である。放射性物質を収容しているオーバーパックについては DGR 10.7.1.4 を参照すること。

8. - Documentation (書類の作成)

8.1.1.1 - ますます盛んになって来ているコンピューターを使用している危険物申告書の情報伝達に鑑み、EDP、EDI 方式で申告書項目を伝達する場合、該当しない方を消す 8.1.6.5 「使用航空機の種別」と 8.1.6.8 「貨物の種別」は該当する方だけを伝達すればよいと申告を簡素化した。放射性物質については、同様の主旨が 10.8.3.5 と 10.8.3.8 に記してある。なお、8.1.6.6 発地空港名、8.1.6.7 着地空港名の記入は任意となり、空欄にして置いても差し支えないと言う Note が追記されている。放射性物質については 10.8.3.6 と 10.8.3.7 に同様なことが書かれている。

8.1.6.9.2 Step 7 - 複数のオーバーパックの記載方法を第 7 章のオーバーパックのマーキングの規定に整合するよう下記のとおり編集した。

オーバーパックが使用されている場合、危険物申告書には個々のオーバーパックに収納されている危険物を列記した直後に”OVERPACK USED”の文言が記入されていなければならない。かかる場合、申告書はオーバーパックに収納されている危険物から書き始めなければならない。

貨物が複数のオーバーパックから構成されている場合は、オーバーパックに識別マーク(ABC と数字の組み合わせ符号)を施し、危険物の数量を記載すること。この情報は危険物申告書にも記入されていなければならない。危険物申告書に記入される数量は、オーバーパックの表面に記載されている数量と合致していなければならない。

更に Notes 1. が追加され、オーバーパックの中に複数の UN ナンバーが収納されている時は UN ナンバーごとに危険物の数量が示されていなければならない。

8.2.3 - 危険物申告書を必要としない危険物(ドライ・アイス、磁性物質、GMO など)の輸送において、航空運送状(AWB)に記載しなければならない情報の記入について補足説明を加えた。

- ・ UN もしくは ID ナンバー (磁性物質については不要)

- ・ 正式輸送品目名
- ・ 輸送物の個数 (他の貨物が含まれていなければ不要)
- ・ 輸送物ごとの純量 (UN1845 のみ必要)

9 – Handling (取り扱い)

9.2.1.1 – 新しいパラグラフを加え、表 9.3.D 及び表 9.3.E に示されている隔離距離は貨物ターミナルや貨物倉庫などで放射性物質を仮置きする場合にも、最低の隔離距離として使用することが望ましいと示した。

9.5.2.2 – 新しいパラグラフとして追加され、乗客や乗員の手荷物の中に収納される危険物で運航者の許可が必要である場合の管理と処理方法を定めて運航者のマニュアルに掲載するよう勧告している。**2.3.0.2** 項参照のこと。

Appendix D – 監督官庁の連絡電話番号などを最新のものに改訂した。

Appendix E – E.1 国連規格容器の供給業者の表および E. 2 容器の検査機関の情報を最新のものに改訂した。

Appendix F – 販売代理店、IATA 公認訓練校および IATA 公認訓練センターの表を最新のものに改訂した。

Appendix H – この付録には現時点で分かっている 2013 年 1 月 1 日から実施になる規則の変更点が列記されている。ここに書かれている規定の変更は、国連危険物輸送専門家小委員会 (UN Subcommittee of Experts on the Transport of Dangerous Goods - UN SCoETDG) で合意が得られ、モデル規則書の第 17 改訂版 (Model Regulations, 17th Revised Edition) に反映されているものと、ICAO の危険物委員会で合意され、ICAO の「航空機による危険物の安全輸送に関する技術指針 2013-2014 年版」(Technical Instructions for the Safe Transport of Dangerous Goods by Air 2013-2014 Edition) に反映されるものを含んでいる。

以 上

航空機は世界の人々の平和と安寧を願って今日の繁栄を築いて来た。一部の過激な宗教信奉者が扇動するテロ行為が航空輸送に暗い影を落としている。旅客輸送にも貨物輸送にも危険物ルールは欠かすことの出来ない大切なルールである。いまのこの時期は、特に危険物の安全輸送について強く思いをめぐらせる時である。諸兄弟も航空輸送業界のプロとして是非安全輸送を心掛けて欲しい。

(終)